

審判規定

1 競技

(1) 一般レース

競技は直線 1000m のコースを左回頭、折り返しによる 2000m で実施する。レースは、予選レース、順位決定レース、決勝レースの全 3 方式で行う。予選レースは 3 チーム又は 4 チームで行う。決勝レースは、各予選レースの 1 着及び各予選レース 2 着のうちタイムが一番早いチームの合計 4 チームで行う。順位決定レースは、各予選レース 2 着のうち、タイムが 2 番目以降の 4 チームで行う。なお、順位決定レースは時間の都合上実施しない場合がある。

(2) 女子レース

競技は回頭なしの直線 1000m で実施する。レースは、予選レース、順位決定レース、決勝レースの全 3 方式で行う。予選レースは 3 チームで行う。決勝レースは、各予選レースの 1 着及び各予選レース 2 着のうちタイムが早いチームの合計 3 チームで行う。順位決定レースは決勝レースに参加しない 3 チームで行う。なお、順位決定レースは時間の都合上実施しない場合がある。

2 使用艇の決定

予選レースに使用する艇及びコースは、大会前日の抽選によって決定する。

3 艇員

(1) 一般レース

艇員の編成は、艇指揮 1 名、艇長 1 名、クルー（漕手） 12 名、補欠 6 名の計 20 名までとし、レースでの艇指揮又は艇長のクルーの兼務は認めない。欠員については、クルーのみ可とする。なお、補欠はレース中も含め任意にクルーとの交代を認めるが、その場合、当該補欠はクルーとして扱う。艇員の性別は問わない。

(2) 女子レース

女子レース艇員の編成は、艇指揮 1 名、艇長 1 名、クルー（漕手） 6 名の計 8 名までとし、クルーは女子に限るものとする。レース内の艇指揮、艇長及びクルーの兼務は認めない。欠員については、クルーのみ可とする。

4 順位の決定

当大会のレースはタイムを基準として順位を決めるものとする。

5 物品

使用艇には以下の物品を搭載する。原則としてオールは艇に備えているものを使用し、折損等が発生した場合を除き原則として交換は認めない。なおオールは一般、女子ともに原則 FRP 製を使用するが、予備 FRP 製オールが不足する等やむを得ない事情がある場合には、木製オールを搭載するものとする。また、救命胴衣は、参加校が各自で持参するものとする。

搭載物品

- ①特定小電力無線:1 台
- ②紅白手旗:1 組
- ③救命浮環:1 個
- ④救命胴衣:人数分
- ⑤オール:一般 13 本 (予備オール 1 本を含む)
女子 7 本 (予備オール 1 本を含む)
- ⑥あかくみ及びバケツ:1 組
- ⑦ボートフック:2 本

6 出場艇の標識

各出場艇は当該校の学章旗等の標識を船尾旗竿に掲揚できるものとする。

7 レース開始要領

以下にレース開始の要領を示す。なお、スタートブイは、あくまでスタートラインの基準の目安であることに留意すること。また、出艇前に時刻の整合を行い、レース開始時刻を正確に共有できるようにするものとする。

- (1) 各艇は、乗艇後速やかにスタート位置まで移動するものとする。各艇はスタートラ

インと警戒艇の間の海域において、スタート位置を他の艇に支障のない範囲内において、任意に設定することができるものとする。女子艇にあっては、起動艇でスタート位置の基準となる回頭ブイ付近までえい航され、かいらん後、各艇はそれぞれスタート位置に速やかに移動するものとする。

- (2) 審判員は、レース開始時刻の周知のために各艇に特定小電力無線を用い、「スタート 5 分前」「スタート 3 分前」「スタート 1 分前」「スタート 30 秒前」を連絡するものとする。オールの損傷等レースに著しく影響があると思慮される場合にあっては赤旗を掲げるものとする。ただし、赤旗を掲げることができるのは、「スタート 5 分前」の連絡を行う前のみとする。
- (3) 審判員は、各艇にスタートラインを超えた場合に周知を行うことができる。ただし、この周知は、「スタート 5 分前」から「スタート 1 分前」の連絡を行うまでの間のみ行うものとする。クルー側からスタートラインの確認も行うことができるが、審判員は極力平等に情報を提供するように配慮する。
- (3) 審判員は、「スタート 15 秒前」の連絡の後、開始時刻に合うように、号笛短声連続、手旗 2 原画号笛 1 声手旗頭上より 1 回転し、頭上から振り下ろす。頭上から振り下ろしたことをもってスタートとする。それに合わせ号砲を撃つ。なお、号砲が鳴らない場合であっても開始時刻にスタートすること。
- (4) ブイ修正のためや、レース海面に障害が生じた等、レースの公平な運営に支障があると認められた場合には審判長の判断によりレースの開始を遅らせることができる。
- (5) 艇員の不注意に起因する発進の遅滞等については、これを考慮しない。
- (6) 上記以外で審判員の指示があった場合は、それに従う。

8 とう漕中の規則及び注意

- (1) 各艇、定められた自己のコースをとう漕するものとする。
- (2) 各艇は原則として完走するものとし、途中の棄権は認めない。11 項の失格事項により失格となった艇も完走しなければならない。ただし、航行することができないと審判員が認める故障及びこれに類する場合を除く。
- (3) 互いにコースの端を航行して、接触のおそれがある場合には、後行艇が、先行艇の針路を避けるものとする。先行艇とは、レースにおいてその時点で先行している艇のことであり、後行艇とは、レースにおいてその時点で先行艇より遅れている艇のこと

である。

- (4) レース中のコースにおける障害は、他艇の不正な接触を除くほか、各艇自らが適正に対処すること。(例:風潮、他船の引き波、漂流物等)
- (5) 乗艇者は、ポンツーンにて待機する状態から上陸時までの間、救命胴衣を着用するものとする。
- (6) 艇員が船首に乗艇することは認められないものとする。

9 回頭要領 (一般レースのみ)

回頭は、指定の回頭旗を左回頭 (反時計回り) する。

10 ゴール

- (1) 艇首が規定のゴールラインにブイを左に見て入った順序を順位とする。
- (2) 同着の場合は追込艇の勝ちとし、追込艇は、回頭旗を遅れて回頭終了した (回頭ブイの見通し線を復路で遅れて通りすぎた) 艇を追込艇とする。女子レースの場合は、中間点を遅れて通過した艇を追込艇とする。以上による判定方法でも、判定が困難な場合には同着とし、次位を空位とする。
- (3) ゴールの判定について、審判長の判定を覆すことはできない。

11 失格事項

次の事項に該当する行為で、審判長が判定した場合は失格とする。失格となった艇は、レース終了後に通知する。ただし、本審判規定における失格とは該当レースのみに関するものであり、その成績は当該レースの最下位とする

- (1) 審判長、若しくは審判員の指示、または注意に従わなかった場合。
- (2) 他のコースに進入して、他艇と接触し、またはオールの一部でも接触した場合。
- (3) 回頭旗、回頭の方向を誤った場合。
- (4) レース中に回頭旗若しくはブイに艇若しくはオールの一部でも接触した場合。
- (5) 規定の搭載物品を搭載することなく、競技に出場した場合。

- (6) 折れたオールを除く搭載物品を流失し、これを揚収することなく競技を続行した場合。
- (7) レース開始時刻より前に、スタートラインを超えた場合。
- (8) その他、不正行為があった場合。ただし、失格行為が不可抗力によるものと審判長が認めた場合はこの限りでない。

12 申し立て

- (1) 各艇の艇指揮は、乗艇後からレース開始5分前までの間、主催者側に起因し競技に支障ある場合は、赤旗を揚げ特定小電力無線で通信する等の方法により審判員に申し立てをすることができる。
- (2) レースの終了後、競技に関する申立等を行う場合は、当該レースの終了時の号砲がなった後10分間の間で艇指揮が審判員に対して行うことができるものとし、審判長がこれを判断する。
- (3) 審判長の最終的な判断は覆すことができない。

13 参考

以下に、スタートの際に、審判員が各艇に無線にて連絡する号令詞と、各艇の注意事項を示す。これらの号令詞の後、間を空けずに、号笛を短声で連続させ、手旗2原画号笛1声手旗頭上より1回転し、頭上から振り下ろした時をスタートとする。それに合わせ号砲を撃つものとする。なお号砲及び手旗はあくまで補助的なものである。

審判員の号令詞	各艇の動き及び注意点
スタート 5 分前	スタート付近にて準備を行う。 この号令を言い終わった後に、 赤旗を掲げる行為は認めない。 スタート 1 分前まで適宜審判員がスタート ラインの周知を行う。
スタート 3 分前	
スタート 1 分前	
スタート 30 秒前	
スタート 15 秒前	この号令詞を言い終わった後に、 レース開始時刻に合うように、 審判員は号笛短声連続の後、 手旗 2 原画号笛 1 声手旗頭上より 1 回転 し、頭上から振り下ろす。

手旗の動きは以下の通りである。



図 1 初期位置



図 2 号笛短声連続の後 1 回転し手旗 2 原画とした状態



図3 図2より1回転している状態



図4 頭上より真下に振り下ろす

また、大会使用海域は以下の通りである。なお、大学校側に一般レーススタートブイを、小麗女島側に回頭ブイ及び女子レース用のトランジットブイを設置する。

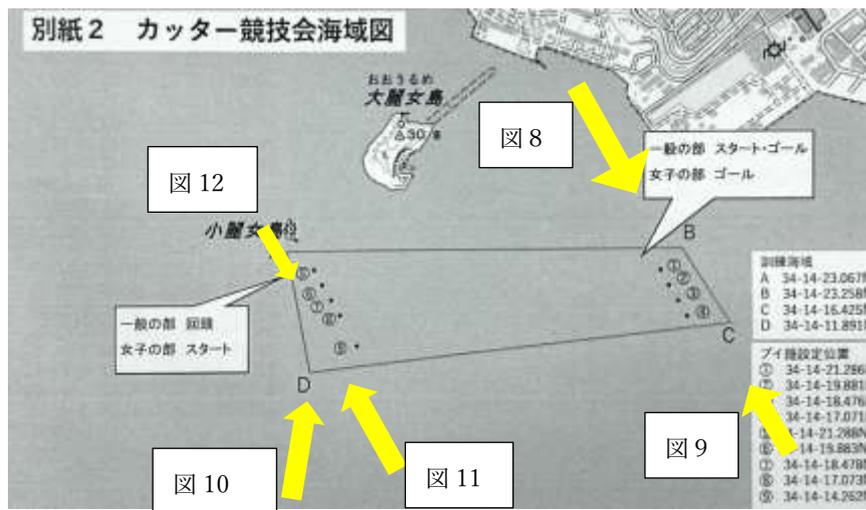


図5 大会海域図

トランジット付近の景色は図6～図12のとおりである。なお図中の直線はスタートラインを示す。トランジットブイの配置図はイメージである。

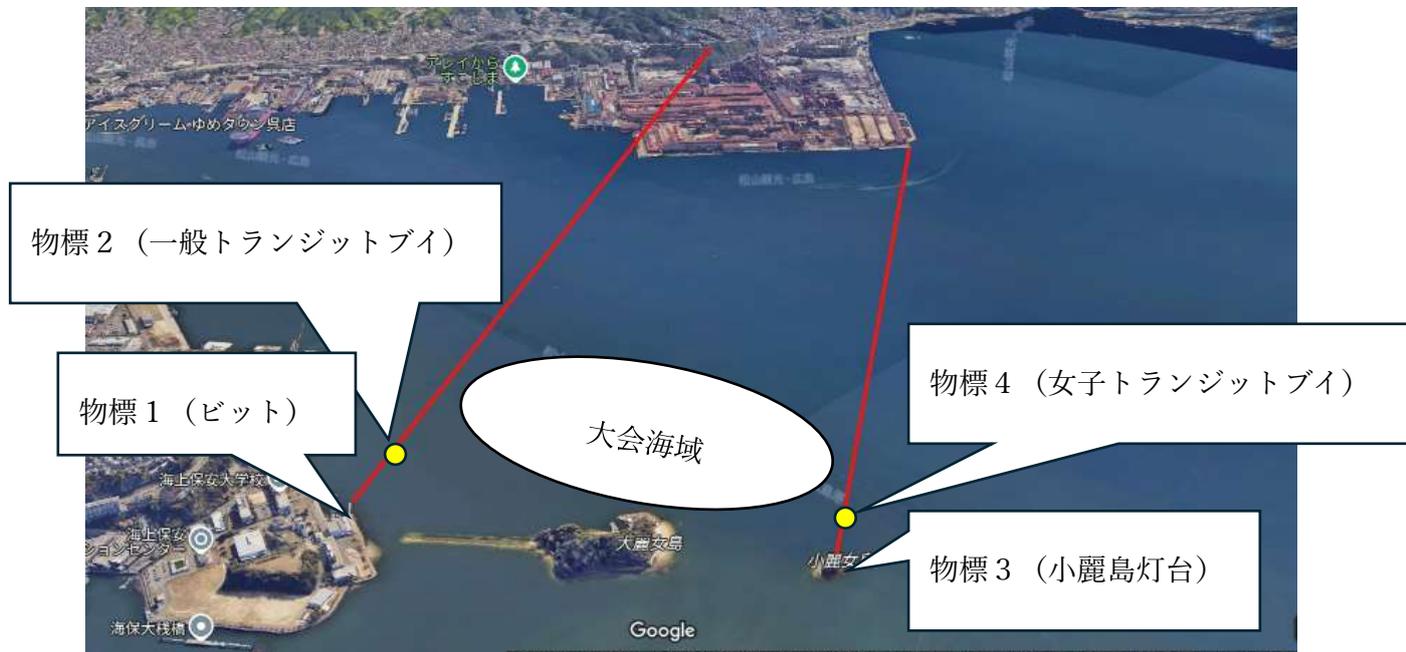


図6 トランジットブイ配置図 (各物標の位置関係)

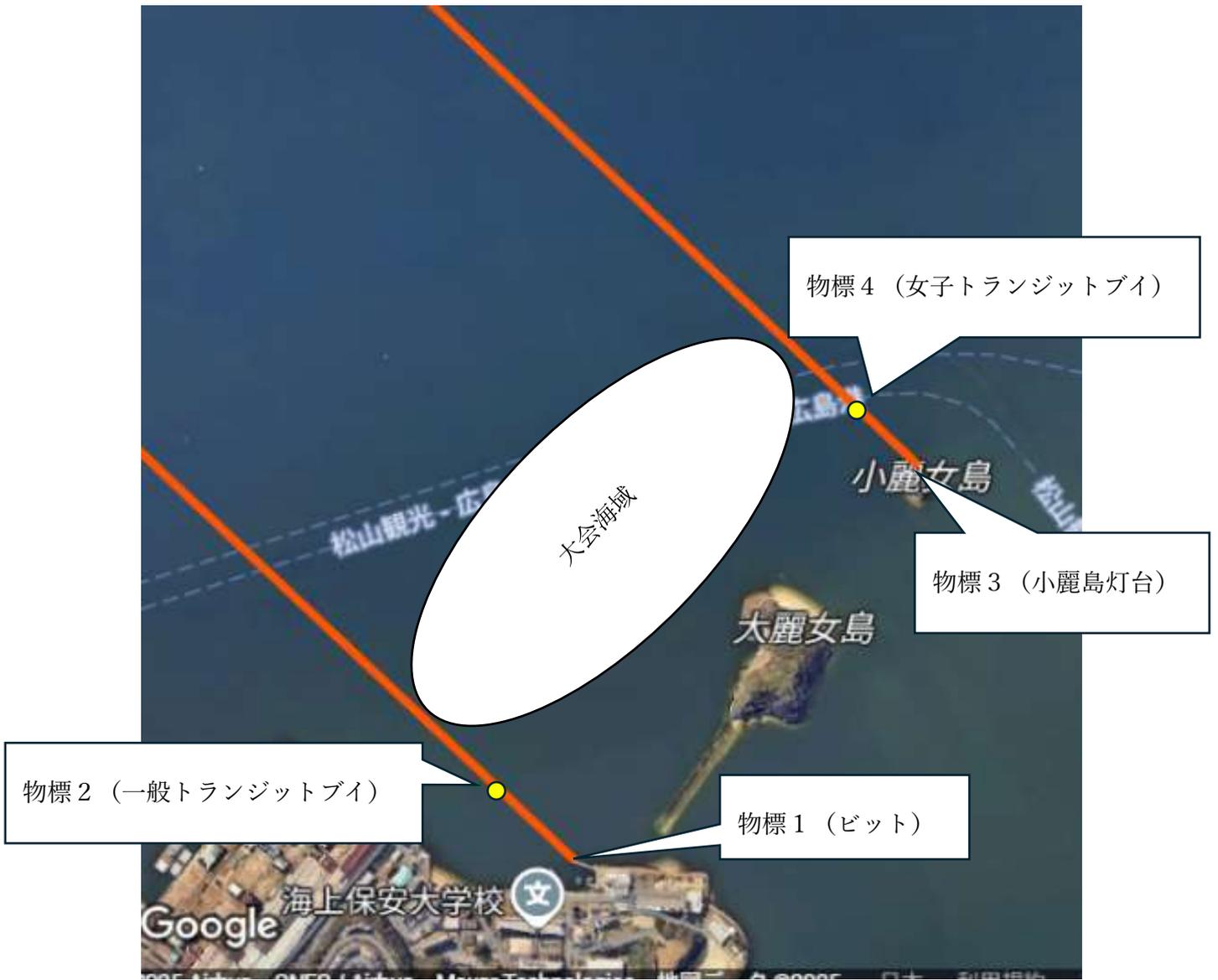


図7 トランジットブイ配置図 (真上から見た位置関係)



図8 陸上から男子スタートブイを望む

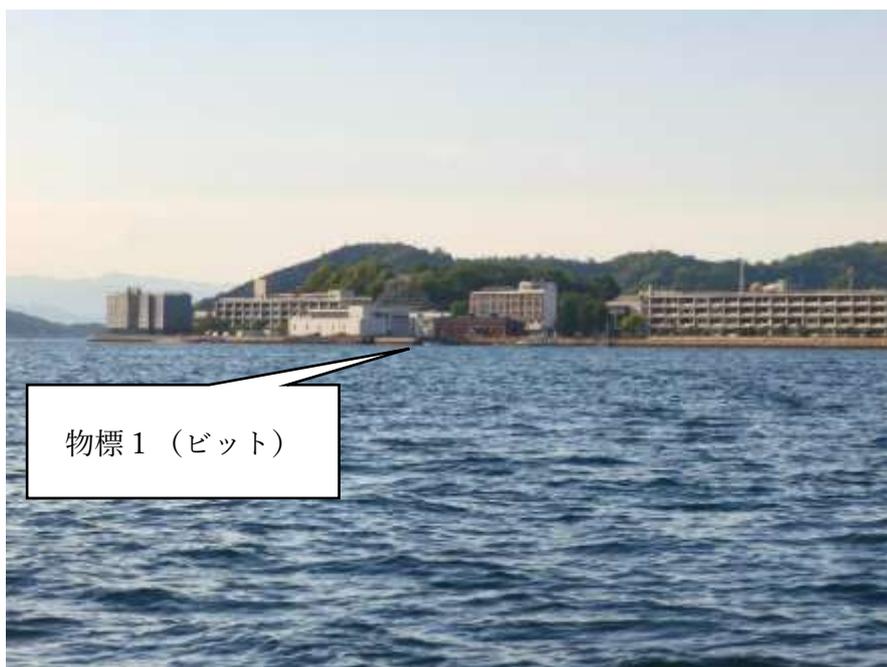


図9 一般スタート位置付近よりビットを望む



図10 女子トランジットブイと小麗女島



図11 女子トランジットブイ側より小麗女島を望む

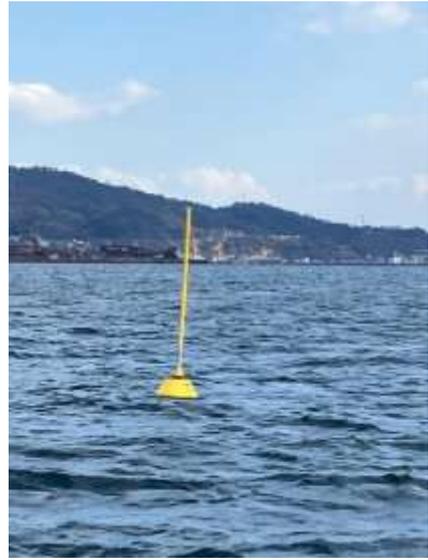


図 1 2 小麗女島側より女子トランジットブイを望む